

「機能性表示食品」制度が始まります

みなさん、機能性が表示されている食品をご存知ですか？

「おなかの調子を整えます」など特定の保健の目的が期待できるという食品の機能性を表示することが出来る食品のことです。

● これまでは2種類ありました。

1 特定保健用食品(トクホ)

健康の維持増進に役立つことが科学的根拠に基づいて認められ「コレステロールの吸収を抑える」などの表示が許可されている食品です。表示されている効果や安全性については国が審査を行い、食品ごとに消費者庁長官が許可しています。



2 栄養機能食品

一日に必要な栄養成分が不足しがちな場合、その補給補完のために利用できる食品です。すでに科学的根拠が確認された栄養成分を一定の基準量含む食品であれば特に届出などをしなくても、国が定めた表現において機能性を表示できます。

● 今年4月からはこれら2つに加えて「機能性表示食品」ができます。

3 機能性表示食品

事業者の責任において科学的根拠に基づいた機能性を表示した食品です。販売前に安全性及び機能性の根拠に関する情報などが消費者庁長官へ届け出られたものです。ただし、トクホとは異なり、個別の許可を受けたものではありません。

なぜ「機能性表示食品」制度ができたの？

機能性を分かりやすく表示した商品の選択肢を増やし、消費者がそうした商品の正しい情報を得て、選択できるように始まった制度です。

実際どんな機能性が示されるの？

内臓脂肪を減らすのを助け、高めのBMIの改善に役立つ」「食後の血糖値が気になる方、おなかの調子を整えたい方に」「肌の水分保持に役立ち、乾燥を緩和する」「目の使用による肩・首筋への負担を和らげる」など。



しっかり押さえておこう！

これらの表示があるからといって、その食品をたくさん摂取すれば、より多くの効果が期待できるというものではありません。過剰な摂取が健康に害を及ぼす場合もあります。

薬や身体に関する相談や不安なことなどあれば、どうぞ当薬局にお声かけください。